

八王子市介護保険サービス事業者等指導監査実施要綱

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
令和 2 年 7 月 1 日改正

第 1 趣旨

この要綱は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「平成 18 年旧介護保険法」という。）第 23 条並びに法第 76 条、第 76 条の 2、第 78 条の 7、第 78 条の 9、第 83 条、83 条の 2、第 90 条、第 91 条の 2、第 100 条、第 103 条、第 114 条の 2、第 114 条の 5、第 115 条の 7、第 115 条の 8、第 115 条の 17、第 115 条の 18、第 115 条の 27、第 115 条の 28、第 115 条の 45 の 7 及び第 115 条の 45 の 8 並びに平成 18 年旧介護保険法第 112 条及び第 113 条の 2 の規定に基づき、介護保険に係るサービス提供事業者及び介護保険施設等（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う指導及び監査について、基本的事項を定める。

第 2 指導及び監査の目的

指導は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、サービス事業者等の支援を基本とし、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービス利用者の保護、指定基準の遵守及び保険給付請求等の適正化を図ることを目的とする。

監査は、介護給付等対象サービス及び第 1 号事業の内容、介護報酬及び第 1 号事業支給費の請求等に関し、入手した各種情報が人員、設備及び運営基準等の指定基準違反であると認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に改善指示等を行うことにより、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護を図ることを目的とする。

第 3 指導及び監査の対象

この要綱に基づく指導及び監査の対象は、次に掲げるサービス事業者等とする。

- 1 指定居宅サービス事業者
- 2 指定地域密着型サービス事業者
- 3 指定介護予防サービス事業者
- 4 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- 5 指定居宅介護支援事業者
- 6 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院
- 7 指定介護予防支援事業者

- 8 法第115条の45の5第1項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者
- 9 1から7までの特例によりサービスを行う者

第4 指導について

1 指導の方針

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させるとともに、条例等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言、指示等を行うことを方針として実施する。

2 指導形態等

指導の形態は次のとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となるサービス事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地検査

指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実地に行う。

ア 一般検査

市が単独で行うもの。

イ 合同検査

市が厚生労働省や他の保険者等と合同で行うもの。

3 実地検査の実施方針及び実施計画

(1) 実地検査を効率的・効果的に実施するため、実地検査の重点項目等を掲げる実地検査実施方針(以下「実施方針」という。)を別に定めるものとする。

(2) 実施方針に基づき、当該年度の実地検査の実施時期等を定めた実施計画(以下「実施計画」という。)を別に作成するものとする。

4 指導対象の選定基準

指導は全てのサービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、選定については以下のとおり実施する。

(1) 集団指導の選定基準

集団指導の選定については、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び過去の実地検査事例等に基づく指導内容に応じて選定する。

(2) 実地検査の選定基準

ア 一般検査

(ア) 厚生労働省の示す指導重点事項に基づき対象サービス事業者等を選定する。

(イ) 別に定める実施計画の選定方針に基づき対象サービス事業者等を選定する。

(ウ) その他、実地検査を要すると認めるサービス事業者等を対象に実地検査を実施する。

イ 合同検査

一般検査の対象としたサービス事業所の中から選定する。

5 指導の実施方法等

(1) 集団指導

ア 指導通知

指導対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の実施日、場所、出席者、指導内容等を文書により当該サービス事業者等に通知する。

イ 指導方法

指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について、講習等の方式で行う。なお、欠席したサービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地検査

ア 検査通知

検査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ実地検査の根拠規定及び目的、実施日、検査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、検査の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

イ 検査方法

実地検査は、厚生労働省が定める「介護保険施設等実地指導マニュアル」等に基づき、関係者から、関係書類等を基に説明を求める面談方式で行う。

ウ 検査結果の通知等

検査の結果、改善を要すると認められた事項及び認められない場合においても、後日、文書により検査結果を通知する。

エ 改善状況報告書の提出

当該サービス事業者等に対して、文書により改善を求めた場合は、検査結果通知後原則30日以内に、改善状況報告書の提出を求める。

オ 検査結果等の情報共有

検査結果及びその内容については、決裁時の合議により関係所管課に情報共有を行う。

6 調査書等の提出

検査の実施にあたって、サービス事業者等にあらかじめ検査に必要なとなる書類の提出を求めることができる。

第5 監査への変更

実地検査中に次に該当する状況を確認した場合は、実地検査を中止し、直ちに監査を行うことができる。

- 1 著しい運営基準違反が確認された場合。
- 2 利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。
- 3 報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合。

第6 監査について

1 監査の方針

監査は、サービス事業者等の介護給付等対象サービスの内容について、指定取り消し等に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがある

と認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

2 監査対象となるサービス事業者等の選定基準

監査は、次に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 市、都、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）の地域包括支援センター等へ寄せられた情報に基づき、関係所管課が運営指導等を実施して得た情報

イ 介護サービス情報の報告及び公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

(2) 実地検査において確認した情報

法２３条により検査を行った介護サービス事業者等について確認した指定基準違反等の情報

3 監査の実施方法等

(1) 実施通知

監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、あらかじめ監査の根拠規定、実施日、場所、監査担当者、出席者、準備すべき書類等を文書により、当該サービス事業者等に通知する。ただし、必要と認める場合には、監査の開始時に文書を交付することによって行うものとする。

(2) 出席者

監査に当たっては、監査対象となるサービス事業者等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬請求の担当者及びその他関係者の出席を求めることができる。

4 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書を作成する。

5 監査結果の通知等

(1) 監査結果の通知

監査の結果、法に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められた事項については、後日、文書によってその旨の通知を行うものとする。

(2) 報告書の提出

当該介護サービス事業者等に対して、文書で通知した事項については、その改善の状況について、文書により報告を求めるものとする。

6 勧告・公表

介護サービス事業者等に法第７６条の２第１項、第７８条の９第１項、第８３条の２第１項、第９１条の２第１項、第１０３条第１項、第１１４条の５第１項、第１１５条の８第１項、第１１５条の１８第１項、第１１５条の２８第１項及び第１１５条の４５の８第１項並びに平成１８年旧介護保険法第１１３条の２第１項に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該介護サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するこ

とができる。

これらに従わなかったときは、介護サービス事業者等に法第76条の2第2項、第78条の9第2項、第83条の2第2項、第91条の2第2項、第103条第2項、第114条の5第2項、第115条の8第2項、第115条の18第2項、第115条の28第2項及び第115条の45の8第2項並びに平成18年旧介護保険法第113条の2第2項により、その旨を公表することができる。

勧告を受けた場合において当該介護サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

7 行政処分所管部署への通知

当該サービス事業者等が勧告に従わない場合、又は指定の取り消し等の行政処分に該当すると認められる場合は、その旨を行政処分の所管部署へ通知する。

8 関係機関との連携

監査の効果を高めるために、東京都及び他の保険者等並びに国保連との連携を図る。

9 その他

監査結果の通知、勧告及び公表を行った場合は、その内容について、サービス事業者等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）への情報提供を行うとともに、利用者保護の観点からできる限り情報提供を行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。